

平成30年第 1 回定例会会議録

四市複合事務組合議会

平成30年四市複合事務組合議会第1回定例会会議録

◎議事日程

平成30年2月21日（水）

午後2時開議

諸般の報告（議案等の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 会期決定の件

第2 議案第1号 平成30年度四市複合事務組合予算

第3 議案第2号 四市複合事務組合暴力団排除条例

第4 議案第3号 四市複合事務組合斎場条例の一部を改正する条例

第5 議案第4号 公平委員会委員選任の同意を求めることについて

第6 報告第1 専決処分等の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

第7 会議録署名議員の指名

.....

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時2分開会

○副議長（伊東幹雄議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年四市複合事務組合議会第1回定例会を開会いたします。

○副議長（伊東幹雄議員） これより会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○副議長（伊東幹雄議員） この際、諸般の報告をいたします。

報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

[諸般の報告は巻末に掲載]

○副議長（伊東幹雄議員） ここで、管理者に定例会招集の挨拶をお願いいたします。

○管理者（松戸徹市長） 本日は大変お忙しい中、御

出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより四市複合事務組合の運営、事業推進のためにお力添えをいただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

本日ここに、平成30年四市複合事務組合議会第1回定例会を開催するに当たりまして一言御挨拶申し上げます。

早いもので2月も下旬に入りまして、各市ともに新年度の予算に向けて議会等々、大変お忙しい中だと思いますけれども、4市、ともに非常に活力のあるエリアでございますし、構成市の人口も111万人を超えたということでございます。ただ、そういった中で、当然、高齢者の数もふえてまいりまして、この四市複合事務組合の果たす役割は非常に重要になっていると思います。皆様方のお力をおかりしながら四市複合事務組合の事業推進に励んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、本日御審議をお願いいたしますのは、平成30

年度四市複合事務組合予算、四市複合事務組合暴力団排除条例の制定、四市複合事務組合斎場条例の一部を改正する条例の制定、公平委員会委員選任の同意を求めることについて、専決処分報告についての5案件でございます。議員各位におかれましては、御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます次第でございます。

そして、ここで（仮称）第2斎場整備事業の進捗状況と平成30年度の予定について御報告をさせていただきます。先月末に液状化対策のための砂ぐい工事が完了いたしまして、現在はくい工事に着手したところでございます。そして、本年7月ごろには基礎工事が完了する予定でございます。1階、2階部分の建築を進めながら、順次電気や給排水等の設備工事を進めてまいります。また、工事案件となります外構工事につきましては、発注をする予定となっております。

組合議会並びに関係市の皆様には、引き続き本組合に御支援を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（伊東幹雄議員） これより日程に入ります。

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

○副議長（伊東幹雄議員） 日程第2、議案第1号平成30年度四市複合事務組合予算を議題といたします。

〔議案第1号は巻末に掲載〕

○副議長（伊東幹雄議員） 提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（太田和進） 議案第1号平成30年度四市複合事務組合予算について説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第1条では、平成30年度の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ55億2,136万6,000円計上いたします。

歳入歳出の款項ごとの額は2ページの第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。平成29年度予算21億6,260万円に対しまして33億5,876万6,000円の増額となり、率にしてプラス155.3%となります。

1ページ、第2条をお開きください。ここでは債務負担行為とする事項、期間、限度額を定めるもので、具体的には4ページの第2表、債務負担行為にありますとおり、平成30、31年度の2カ年事業で実施する（仮称）第2斎場の外構工事等の新築工事と斎場用備品購入に関する経費を計上しております。

また、1ページに戻っていただきまして、第3条では地方債を定めるもので、5ページ、第3表、地方債のとおり、第2斎場整備事業として限度額を31億4,370万円、三山園施設整備事業として厨房用食器洗浄機の交換として限度額330万円、合計31億4,700万円を計上しております。

1ページ、第4条では、一時借入金の借り入れの最高額を前年度と同額の7,000万円と定めるものであります。

次に、9ページ、平成30年度四市複合事務組合予算に関する説明書をお開きください。9ページから11ページは歳入及び歳出の総括表となっております。

次に、12、13ページをお開きください。歳入予算について御説明いたします。

初めに、1款サービス収入です。これは、特別養護老人ホーム三山園に係る介護報酬の公費分の介護給付費収入と利用者の自己負担金収入を合わせたサービス収入合計として4億9,166万5,000円を計上しました。前年度比プラス923万2,000円、率にしてプラス1.9%となります。介護給付費収入の主な増要因としましては、長期入所については、入所者数を前年度と同じく1日当たり98人としておりますが、入所者の介護度が上がっていることなどから508万円の増収を見込んだところでございます。短期入所とデイサービスにつきましては、利用見込みは前年度と同じ16人、11人としておりますが、利用実績から見て若干単価が下がっていることから、前年度に比べて、やや低目に設定したとこ

ろでございます。なお、自己負担金収入につきましても、利用実績から全体で増額となっております。

次に、2款分担金及び負担金は16億890万4,000円を計上しました。前年度比8億4,916万1,000円、率にしてプラス111.8%となります。これは関係4市からの分賦金で、内訳は馬込斎場運営経費、第2斎場整備事業費、議会及び事務局経費といった事業経費と、三山園、馬込斎場、第2斎場の整備費に充てた起債の償還金となります。このうち、1目民生費負担金は三山園に関する分賦金で2億551万9,000円、前年度比プラス5,268万6,000円、率にして34.5%となります。

また、2目衛生費負担金は斎場に関する分賦金で14億338万5,000円、前年度比7億9,647万5,000円、率にしてプラス131.2%となります。これは第2斎場整備事業において、新築工事が2年目となり、工事の出来高が上がっていくことから増額するものでございます。

次に、3款使用料及び手数料は斎場施設使用料及び自動車使用料が主なもので、1億2,071万8,000円を計上しました。前年度比プラス149万3,000円、率にして1.3%となります。主な要因としましては、火葬件数を9,250件、29年度予算比でプラス290件、率にしてプラス3.2%、129万5,000円の増額、控室使用料は葬儀の参列者が少なくなっていることを反映し、29年度予算比でマイナス146件の1,811件を見込んでおります。

次に、4款財産収入は、退職手当基金、三山園施設等整備基金の運用収入として7,000円を計上したものでございます。

次に、5款寄附金は、三山園の利用者御家族等からの寄附金収入として5,000円を計上したものでございます。

次に、6款繰入金は、三山園施設等整備基金からの繰入金として721万円を計上しました。なお、30年度には定年退職者がいないことから、退職手当基金からの繰入金は計上しておりません。

次に、14、15ページをお開きください。7款繰越金ですが、29年度から30年度への繰越金を1億4,070万8,000円計上しました。

次に、8款諸収入は、斎場の納骨容器等の実費売り払いによる収入が主なもので、514万9,000円を計上し

ました。

次に、9款組合債は、三山園において、厨房の食器洗浄機交換に係る整備事業債として330万円、第2斎場整備事業の新築工事費及び工事監理委託料の平成30年度分の対象経費、合計41億9,162万8,000円に対する組合債として31億4,370万円の合計31億4,700万円を計上しました。

続きまして、16、17ページをお開きください。歳出予算でございます。

1款議会費は、組合議員報酬及び議会運営に要する経費として303万2,000円を計上しました。前年度比マイナス4万4,000円、率にしてマイナス1.4%となります。

次に、18、19ページをお開きください。2款総務費は、特別職及び事務局職員の人件費と組合の運営経費などで2億2,344万円を計上しました。前年度比プラス1億414万6,000円、率にしてプラス87.3%となります。増額の主な理由といたしましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の正規職員の人件費に当たる経費として、事務局7名と三山園に2名配属する行政職員9名に加え、馬込斎場行政職員4名と第2斎場整備室の船橋市からの派遣職員の3名、また、新規採用職員2名を加えた合計18名分について、これまで各所属の予算に計上していたものを総務費にまとめることとし、行政職員の人件費として1億6,364万円を計上しました。

また、事務の効率化のため、人事給与システム、財務会計・公会計システム、法務支援・履歴管理システムの導入のため、13節委託料、14節使用料及び賃借料において981万円を計上いたしました。

また、29年度より事務局に保健室を設け、職員の健康管理にも取り組んでいることから、13節委託料において、健康診断の経費217万7,000円を一括して総務費に計上することといたしました。その他、三山園入所者、利用者の自己負担金を銀行口座引き落としするための手数料、三山園建てかえ時に発生したPCBを含むコンデンサー類の処分費を計上しております。

20ページ、21ページをお開きください。3款民生費は、特別養護老人ホーム三山園の管理運営に要する経

費で、民生費の総額は5億1,807万2,000円を計上しました。前年度比較でプラス1,768万5,000円、率にしてプラス3.5%となります。

民生費の内訳といたしましては、1目老人福祉総務費は、主に三山園職員の人件費などの経費で3億4,663万7,000円を計上しました。前年度比プラス1,833万6,000円、率にしてプラス5.6%となります。三山園職員については、経営再建計画に基づき、一昨年来、正規介護職員の増員を進めており、前年度比で1名増員の46名の人件費を計上しております。

次の2目老人福祉施設費は三山園の長期入所事業、ショートステイ事業、デイサービス事業に要する経費及び施設の維持管理の経費で1億7,143万5,000円を計上しました。前年度比マイナス65万1,000円、率にしてマイナス0.4%となります。新規事業といたしましては、11節需用費において、施設修繕としてエレベーター修繕、居室等のクロスの張りかえ費用として365万円、18節備品購入費において、一般用の介護用ベッドでは転落等の危険のある入所者用として超低床ベッドを10台、フルリクライニング車椅子などを3台、ベッドからの離床や車椅子からの立ち上がりを感じするセンサーを4台、介護職員の作業環境整備のため、おむつ交換台車、入所調査やケアマネジャーの事務所等との連絡用の自動車1台など848万5,000円を計上しました。

次に、22、23ページをお開きください。4款衛生費は馬込斎場の管理運営及び第2斎場整備事業に要する経費で、衛生費の総額は45億7,666万8,000円を計上しました。前年度比プラス32億1,339万8,000円、率にしてプラス235.7%となります。

1目斎場総務費は、主に斎場職員の人件費などの経費で7,756万8,000円を計上しました。前年度比マイナス6,123万5,000円、率にしてマイナス44.1%となります。減額の主な理由といたしましては、馬込斎場職員のうち、行政職員4名分を総務費で計上することとしたこと、29年度には定年退職職員1名の退職手当を計上していたことにより、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、マイナス5,941万9,000円減額となるものでございます。

次の2目斎場施設費は、斎場施設の維持管理に要する経費で2億5,630万4,000円を計上しました。前年度比マイナス2,862万8,000円、率にしてマイナス10%となります。減額の主な理由といたしましては、平成29年度には13節委託料において斎場予約システム導入委託料、15節工事請負費において空調監視システムの更新等、18節備品購入費において霊柩車、予約システム機器の購入がありました。増額の理由としましては、13節委託料において、第2斎場開設の翌年度の平成32年度より予定する馬込斎場の大規模改修の準備のための大規模改修基本設計委託料2,384万4,000円を計上しております。

次に、24、25ページをお開きください。3目第2斎場整備費は、第2斎場整備室の事務経費のほか、第2斎場整備の工事費、委託料等として42億4,279万6,000円を計上しました。前年度比プラス33億326万1,000円、率にしてプラス351.6%となります。これは29年度に契約を行いました新築工事が2年目となり、出来高が上がってくるため増額となるものです。第2斎場整備室に配属される船橋市からの派遣職員の人件費についても、本年度から総務費で計上することとしたことから、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において3,143万8,000円が減額となっております。

15節工事請負費として、新築工事費の2年目分と30年度に発注する外構工事費等として41億5,897万2,000円、13節委託料として、新築工事監理委託料として4,521万1,000円を計上しております。

次に、26、27ページをお開きください。5款公債費は1億1,892万円を計上しました。内訳は、三山園建てかえ事業に際して借り入れた組合債の元金及び利子として7,428万2,000円、斎場の火葬炉増設等事業に際して借り入れた組合債の元金及び利子として2,878万9,000円、第2斎場整備事業費として借り入れた組合債の利息の償還金として1,584万9,000円であります。

次に、28、29ページをお開きください。6款予備費につきましては、8,123万4,000円を計上しました。

次の30ページから34ページまでは給与費明細書となっております。

36、37ページにつきましては、29年度において債務

負担行為を行った事業及び30年度に新たに債務負担を設定する事業についての調書となっております。

次の38ページが地方債の調書で、前年度末の残高32億6,210万円、当該年度30年度の新たな起債を31億4,700万円、元金償還を9,872万9,000円行い、当該年度30年度末の残高は63億1,037万1,000円を予定しております。

以上が平成30年度の歳入歳出予算の説明となります。

以上でございます。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、できるだけ予算書のページを添えていただくとわかりやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

質疑ありますか。

関根議員。

○5番（関根和子議員） それでは、数点伺いたいと思います。

まず、三山園の職員給与なんですが、ページでいきますと20ページに当たるでしょうか。私が伺いたいのは給与関係ですので、もう1つ関係するところは後ろのほうで31ページになるでしょうか。職員の給与、この部分を含めて伺いたいと思います。

平成28年10月に三山園の給与の見直しがありました。このときかなりの職員の給与が引き下げられたわけですが、当時、給与引き下げの対象となった職員数はどれくらいで、平均幾らぐらいの額の給与が下がったのか。まず、その辺から伺いたいと思います。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 当時、在籍した職員は31名、平均で44万円の削減となっております。

以上でございます。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 今、当時は31名の職員で平均44万円の引き下げであったということなんですが、この31名の職員のうち、今現在、勤務に当たっている方は何名いらっしゃいますか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 31名のうち、現在も在職しておる職員は26名です。

以上でございます。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） その方たちの給与の状況なんですが、1年半。そういう中で、給与が見直しで引き下げられた前の額に戻っている方というのはどれくらいいらして、いまだそれに到達していないという方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 昇給、昇格によって、9名の職員が削減前の給料を上回っております。残りの17名については、改正前の給与に至っていないというところでございます。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 今の御答弁でもわかるように、職員給与が下がったままという方がまだまだ大勢いらっしゃるわけですね。こういう人たちの状況を考えますと、御本人、そして御家族の方の生活の安定ということにはひずみが出てきているんじゃないかなという気がいたします。介護職の労働賃金が大変低いということは、今まであちこちからそういう声が上がっているわけなんですが、私も、これは三山園だけの問題ではなくて、全国的なさまざまな問題でこういうひずみが出ていたんだという気はするんですけども、やはりそういうところを四市としてもしっかりと考えていかなくてはいけない問題じゃないかなという思いを持っています。

今、政府が介護保険利用者の3割の自己負担増や自己負担限度額の月額4万4,400円の導入などを打ち出してきているわけですが、三山園の利用者の中で3割負担になる方だとか、限度額の見直しの対象者になるという方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか、伺っておきたいと思います。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 現時点、この改正で3割負担となることについては、まだ国で審議というところで、明確な数字は出しておりません。ちなみに現在、長期入所者の2割負担の方は5名となっております。

以上でございます。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 2割負担が5名ということで、この中から3割負担に移行していく方たちも出てくるんじゃないかと。法案がまだ成立していませんから、法案成立すると、新年度の8月から実施されてくるんじゃないかなと思うんです。そうすると、三山園の運営にかかわる収入の部分だとか、こういうところもある程度変わってくるんじゃないかなと思うんですが、それらについてはさまざまな手法をとって、この予算の中でできるようにしてあるんですか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） この予算につきましては、30年度の介護報酬の改定については、現時点では見込んでおりません。29年度のサービス実績から算定しているというところでございます。

3割負担ということになりますと、予算書で言いますと、歳入の12ページの介護給付費収入と自己負担金収入、1款1項と2項の入り繰りのところで実質的には歳入が変わってくるというところだと思っております。

以上でございます。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 12ページのところに出てきているんですけども、先ほど事務局長の説明を伺っていると、この歳入増なんかにについては、入所者が高齢化してきているからというような御説明もあったと思うんです。そのほかに、今のような法案の成立によっては自己負担増というのが出てくるし、また、限度額とのやりくりというのも出てくると思うんですよね。それと、介護報酬も幾分検討されてくるような政府の発表でありますから、その辺のやりくりというのが8月以降いろいろと出てくると思うんですが、それはこの予算の中で十分対応していけるという考え方でよろしいのでしょうか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） サービス収入が増額になったのは、年齢というよりは、平均介護度が上がっているという御説明を局長からさせていただいております。

す。歳入ということですので、歳出ではございませんので、若干の増減というのはあるかと思っております。そのような形で利用見込みも実績から見ているので、多少の増減は毎年あると理解しております。

以上でございます。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） その点についてはわかりました。

次に、馬込斎場のほうを伺っておきたいんですが、やはり人件費についてであります。ページでいくと22ページ、斎場総務費との関係です。今、馬込斎場の火葬炉の人員配置については、四市複合事務組合の職員と委託先の方はどのようになっているのでしょうか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 現在、馬込斎場の火葬炉の業務につきましては、組合職員が2名、それから火葬炉の業務委託職員が9名となっております。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 現在、29年度でそのようになっていると。30年度はどのようになっていますか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 29年度で火葬炉業務の職員1名が定年退職いたします。残る組合職員の1名については、事務室のほうでお客様の受け付けなどの業務に当たらせる予定であります。残りといえますか、そのかわりにといえますか、2名分について業務委託に切りかえていくところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） そうしますと、火葬炉の管理とか運営に当たる四市の職員というのは1人もいなくなる。全て委託先の人員配置になっていくということですか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 現場に立つ職員は業務委託の社員となります。ただ、業務委託でございますので、業務委託の管理というのは斎場のほうで行っていくところでございます。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 四市のほうが管理をするんだという契約なのは当然なんですけれども、炉の運転だとか、さまざまな炉の管理だとか、こういうことは四市の職員はやられるんですか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 火葬炉の維持管理につきましては、工事修繕などを例年行っております。

以上でございます。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 私が聞きたいのはそういうことじゃなくて、維持管理はそうやってやられるというのはわかるんですけれども、日常的な炉の運転だとか炉の管理については全て委託先がやることになるんでしょうかと伺っています。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 火葬炉の業務につきましては、お客様を受け入れて、整骨して拾っていただくまでの炉前の作業と、炉裏で火を管理するという2つの業務を1つとして委託または職員がやっておりますけれども、現在のところ、組合職員につきましては炉前の作業をして、炉裏の作業につきましては委託業者がやっているという状況でございます。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 今現在は炉前の管理だけは四市の職員がやっていて、炉裏の管理は委託のほうの人員がやっているということなんですけれども、今度、それが全て委託先の人たちがやることになるわけですよ。私が心配しているのは、今までも船橋でもいろいろ言われていることなんですけれども、全て委託業者のほうに任せていってしまうということは、さまざまな管理のためのノウハウ、技術的なものというのが全然受け継がれていなくなるわけです。そういう中で、市のほうが幾ら維持管理をするんだよと言っても、その辺がノウハウがないんだから、技術が全然わからなくなっちゃっているわけですから、そういうチェック機能というのは働かなくなると思うんです。そういうチェック機能をしっかりと働かせていくような運転の技術的なものと言ったらいいのか、炉の運転や管理の基準について、四市は持っているんですか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 特に基準というのは設けておりませんけれども、業務委託契約の中で定例の報告ということで求めておりますので、その中で管理をしていくというふうに考えております。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） これからも第2斎場ができるということで、また多くの炉がつくられてくる中で、それらの管理が委託になっていくという懸念もあるわけですよね。そうしたときに四市の職員の方たちは、そういうことは民間に委託しているんだからという感覚でしか運営管理がされなくなっていくと、私はその懸念をすごく感じます。今も船橋でも、そういう事例がいっぱい出てきていますから、その辺のところはやっぱりしっかりと炉の運転や管理に対する基準というものを持って、それでチェック機能が果たせるような仕組みを今後つくっていかなくちゃいけないんじゃないかなという思いがいたしますので、その辺を伺わせていただきました。

以上で私のほうは質問を終わりといたします。

○副議長（伊東幹雄議員） 他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） これより討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論はありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 討論がありますので、まず、反対討論の方の発言を許します。

関根議員。

○5番（関根和子議員） 私のほうからは、平成30年度四市複合事務組合予算については反対の立場で討論をいたします。

まず、特別養護老人ホーム三山園についてですが、平成28年10月に職員給与の見直しが行われました。当時、31人の職員の年間収入が平均44万円も削減されたということが先ほどの答弁の中でも明らかとなっております。

ります。そして、私のほうからも質疑をさせていただく中で新たにわかってきたことが、現在も減給となった26人の職員が勤務し、そのうちの17人の職員給与は下がったままで、見直しを実施された当時の給与額にまだ戻っておりません。このように職員の生活の安定を損なう給与の大幅削減を引きずりながら、平成30年度特別養護老人ホーム三山園の予算は編成されています。

人件費にしわ寄せせざるを得ない介護保険制度そのものに問題があるとの声や、介護にかかわる労働者の賃金が安過ぎるとの声が全国的に起きてきている中で、政府は平成30年度の介護報酬改定を検討するとしながら、一方では利用者負担の見直しで、利用者負担3割の導入や自己負担の限度額、月額4万4,400円などを打ち出しております。法案が成立すれば、三山園利用者の中にも負担増になる方も出てくると予測されるところでございます。

また、平成30年、四市複合事務組合を構成する各市の介護保険料の引き上げが提案されております。介護保険料の値上げは、各市の市民にとって重い負担となってくることが予測されることです。このような情勢のもとで特別養護老人ホームを運営する予算編成がされることを考えると、とても賛成することはできません。

さらに、馬込斎場においても火葬炉を担当していた職員の配置転換が行われ、平成30年度からは火葬炉の運営管理は民間職員だけにされます。さらに、炉の運転や管理の基準もいまだつられていないということもわかりました。これでは斎場の主たる業務が民間丸投げになってしまう、四市職員のチェック機能が働かなくなってしまう。このような斎場の主たる事務である火葬炉業務の民間丸投げは見直すべきであります。馬込斎場の平成30年度予算編成の中にもこのような問題が含まれている点を指摘して、私からは反対討論といたします。

以上です。

○副議長（伊東幹雄議員） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（伊東幹雄議員） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） 日程第3、議案第2号四市複合事務組合暴力団排除条例及び日程第4、議案第3号四市複合事務組合斎場条例の一部を改正する条例、2議案を一括して議題といたします。

〔議案第2号及び議案第3号は巻末に掲載〕

○副議長（伊東幹雄議員） 提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（太田和進） 議案第2号四市複合事務組合暴力団排除条例、議案書1ページでございます。

平成23年9月に千葉県で施行されました暴力団排除条例は、組合関係市においても平成24年度に施行されており、現在は県内全市町村で施行されております。組合としましては、契約事務において船橋市の暴力団排除の規定を準用し、契約書に暴力団排除の規定を盛り込む等の対応をまいりました。今般、組合として暴力団排除の意思を明確にするため、条例制定をするものでございます。

なお、県内の一部事務組合等の特別地方公共団体においても、千葉県警察本部の要請、助言が進み、条例制定の動きが見られているところであります。

次に、議案第3号四市複合事務組合斎場条例の一部を改正する条例でございます。議案書の5ページ、それから新旧対照表を御参照ください。

四市複合事務組合暴力団排除条例制定に伴う所要の改正及び斎場の施設の利用に係る改正を行うものでございます。主な改正は、四市複合事務組合暴力団排除条例制定に伴う改正2点、斎場の施設の使用に係る改

正2点でございます。

まず1点目、組合暴力団排除条例の制定に伴う改正につきましては、使用を許可しない事由について、これは条例の第6条第3項第2号のところでございますが、これまで暴力的不法行為等を行うおそれがある組織に対し使用を許可しないと規定しておりましたが、組合暴力団排除条例の制定に伴い、暴力団の定義を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を引用するものに改正するものでございます。

次に、意見聴取について、第10条のところでございますが、管理者は必要があると認めるとき、使用許可に関し、暴力団の利益となるおそれがあるときに千葉県警察本部長に意見を聴取することができる規定を新設するものでございます。

2点目としまして、斎場の施設の利用に係る改正でございます。

初めに、入場制限について、第7条のところでございますが、斎場使用許可の制限及び取り消しの規定は設けておりましたが、斎場施設の入場の制限等についての規定を新設するものでございます。

次に、住民の定義についてでございます。別表の備考1のところでございますが、斎場施設使用料につきましては、条例別表に「住民」と「住民以外」の区分を規定しております。使用料区分は、申請者である葬儀の喪主の住所により判断することを基本としており、加えて条例第10条により、死亡者が住民の場合、住民以外の申請者であっても住民とみなす規定としております。これを改正により、施設の使用料区分は死亡者の住所または申請者の住所、いずれかによって判断することとするものでございます。

なお、今回の改正による使用許可に係る「住民」、「住民以外」の利用区分の変更はございません。

以上でございます。

○副議長（伊東幹雄議員） これより質疑に入ります。質疑ありますか。

関根議員。

○5番（関根和子議員） それでは、まず、「四市複合事務組合暴力団排除条例を次のように制定する」という議案2号のほうから伺いたいと思います。2ペー

ジです。

まず5条なんですが、事業者の責務が定められております。この中、ちょうど2のところ「組合に対する相談その他の当該不当な要求を排除するために必要な措置」と記されておりますが、「その他」というのは何を指して、「必要な措置」というのはどのような措置を事業者がとることを想定されているのか伺いたいと思います。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） その他、不当な要求及び必要な措置という御質問だと思っております。暴力団により事業者の営業に支障があるようなことがあって、組合に何らかの関係がある場合に相談がされる場所だと思いますけれども、その場合、必要な措置としては、この条例の中でも警察への相談という規定もありますので、組合を通じて警察のほうに相談するという対応になるかと考えております。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 組合に相談というのは前段の部分なんです。「その他の当該不当な要求を排除するために必要な措置」というのは、今のお話だと、警察に相談するようなことが必要な措置と御答弁されましたけれども、ここの「必要な措置」というのはそういうことを指すわけですか。

私が聞きたいと思うのは、ここにもその他の必要な措置ということが入って、その下の「適用上の注意」という第6条のところにも「千葉県警察本部長に意見を聴くことができる」というような、2のところやはり措置と出てくるんです。ですから、前段にもあり、また、ここにもあるので、そこをちょっと確認しておきたかったんです。そういうダブりのある条例なのかという感じを受けるので。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 今お話しいただいたのは5条の事業者に対するもので、恐らく相談、意見を聞くというのは7条になります。

○5番（関根和子議員） ごめんなさい、7条です。

○管理次長（石田久隆） 5条については一般規定で、「事業者の責務」ということであります。7条につい

ては「組合の事務等からの暴力団の排除」ということで、組合の事業に対して、組合が暴力団による影響を受けるときに第2項で、それが暴力団に該当するものであるかどうか意見を聞くという規定で、別のものと考えております。

○5番（関根和子議員） 事業者と組合だから別ものだと。では、それはわかりました。

それでは、次に伺っておきたいのは第6条なんです、「適用上の注意」ということで、「この条例の適用に当たっては、住民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」と定められておりますが、この留意しなくてはならないというのは、誰に対して留意を求めているんですか。主語がないんです。それでわからないんです。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 全般的には組合の条例でありますので、組合が、この条例の適用に当たっては、住民の権利を不当に侵害しないようにと定めているものと解釈しております。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） そうしますと、例えば7条なんかは「組合は」とちゃんと入っている。この6条だけが「適用上の注意」という括弧書きのところも、どこが適用上の注意をするのかも何も入ってないんです。あとはみんな「組合」とか、「事業者」だとか、入っているんですよね。だから、私は、これは主語がないなと思っちゃうんですけども、こういうつくりでおかしくないんでしょうか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 全般的なところであり、組合が主体となって、あと事業者の責務も5条で組合から求めていますので、5条の事業者も入っているということでございます。改めさせていただきます。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） このつくりは、私は今でもすごく疑問に思っていて、これは事業者も入りますとか、組合ですとかと言うんだけど、主語がどこにもないつくりなんです。本当にこれで読み取れるのかなと思っちゃうんですが、これでよろしいんでしょう

か。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 主語は具体的には書いてないですけども、暴力団排除の取り組みがというふうにならざるを得ないという形で解していただければと思っております。

○5番（関根和子議員） 今の答弁ではわからない。

○副議長（伊東幹雄議員） 副管理者。

○副管理者（尾原淳之） 条例の第1条で、冒頭のところに「四市複合事務組合及び事業者の責務を明らかにする」と書いてございまして、基本的には組合と事業者の責務ということでございます。ほかの条文は、ごらんいただきますと、「組合」と「事業者」を書き分けて主語がありますので、それ以外の部分については「組合」と「事業者」が主語になると御理解いただければと思います。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 今のだと、意外とすっきりわかる。ありがとうございます。

それでは、その次を伺っておきたいんですが、第7条の中で「暴力団密接関係者」という言葉が出てくるんです。これ、密接関係者というのはどういう定めがあるのかがよくわからないんですが、暴力団密接関係者に対しては入札への参加制限をするとされているんです。この実態というのは、密接関係者かどうかは何によって定められているのかというのがよく理解できないんですが、伺いたいと思います。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 暴力団等と密接な関係があるものとして、暴力団ではないが、暴力団との関係を有し、暴力団の組織の維持拡大につながるような助長行為を行う者とされておりまして。ですので、暴力団か否かというところについては警察の照会とするところでしょうけれども、その関係者という情報も警察は持っていると思いますので、その中で見ていくということだと考えております。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） そうすると、四市としては、暴力団関係者というものについては何ら定義を持って

いるわけではないということによろしいんですか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 私ども組合といたしましては、暴力団であるか否かという情報を持っておりませんので、あくまで照会した回答において判断するところと解しております。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） そうしますと、定義などはないということですね。警察お任せ。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） あくまで暴力団対策法に基づく暴力団という情報については警察が持っているところで、私どもでは判断しにくいところだと考えております。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 判断しづらいで、全て警察に伺わないとわからないということだということわかりました。

それでは、その次の7条の3のところなんですけど、ここに出てくるのは、今度は組合の事務の入札などの関係にかかわってくる下請のことですよ。下請の契約について、契約の相手方から排除するための必要な措置を講ずるということなんですけれども、下請のところまでどうやって把握をして、どのような措置がとれるのかというのを伺っておきたいんです。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 契約請負業者に対して事前の確認、それから、もしそのようなものであれば契約の拒否などを講ずることを求めるというところでございます。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） そうしますと、下請との契約をなさる中で、そういう文書なりを添えた契約にしていこうという措置を講ずることを考えているんですか。それとも、さっきから言っているように、警察に伺った段階でこうだからこうだという程度で済ませちゃうんですか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 先ほどの御説明でも、契約

などに暴力団排除の約定を既に入れておるところで、その中でも、下請に当たり、それが暴力団等であれば契約を解除するという規定を盛り込んでおりますので、それを引き続きやっていくというところで考えております。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） はい、わかりました。

もう1点、議案3号で伺いたいと思います。条例の一部を改正する条例の6条のところは使用の許可について定め、3項で許可をしないということが定められていると思うんです。暴力団の利益となるときは多分許可しないと読み取るんだと思うんですが、齋場を使って暴力団の利益となるときというのはどういうケースを想定しているのか伺いたいと思います。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 明らかに組織による葬儀ということになりますと、何らかの利益、お金が動くことになると思いますので、そのあたりが判断するところだと考えております。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） そうしますと、組織による葬儀というのは暴力団の組織による葬儀であって、暴力団員がお亡くなりになって、その家族が葬儀をやるとか、暴力団員の親などが亡くなって暴力団員が葬儀をやるとか、そういうことに対しては、これはそういうケースに当たらないと見ていいんですか。暴力団組織が葬儀をやるときと比べてよろしいんですか。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 議員おっしゃるとおり、個人での葬儀まで制限するものではないと考えております。

○副議長（伊東幹雄議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 今の御答弁を伺うと、個人が暴力団員であったり、暴力団の構成員であったりしても、それはこのケースには当たらないと理解してよろしいんですね。

○副議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） はい、そのとおりでございます。

○5番（関根和子議員） はい、わかりました。

以上です。

○副議長（伊東幹雄議員） 他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） まず、日程第3、議案第2号四市複合事務組合暴力団排除条例について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論はありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 討論がありますので、まず、反対討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

関根議員。

○5番（関根和子議員） 議案第2号四市複合事務組合暴力団排除条例について、賛成の立場ですが、意見を付しておきたいと思います。

私は、暴力団や暴力団員の行う暴力的な要求行為について規制を行っていくことや、暴力団の対立抗争によって起こり得る市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずることを法律や条例で定めることの必要性は認識しております。その一方で、この条例第7条で暴力団密接関係者を組合の事務から排除すると定めている点について、暴力団密接関係者であると断定する根拠や妥当性、正当性をどのように持って判断しなければならないと、組合の責務は大変重いものであると思うところであります。このような条例を制定する上には、組合としても、公平な判断力を培うことを要望したいと思います。警察だけに頼るということではなくて、やはり事務組合として、しっかりと判断力をどうつけていくのかということも考えていかななくてはならないのではないかと、これを付して賛成討論といたします。

○副議長（伊東幹雄議員） 他に討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） 次に、日程第4、議案第3号四市複合事務組合斎場条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論ありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 討論がありますので、まず、反対討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

関根議員。

○5番（関根和子議員） 議案第3号四市複合事務組合斎場条例の一部を改正する条例について、賛成の立場ですが、意見を付したいと思います。

私は、この条例のもととなる暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律や四市複合事務組合暴力団排除条例について反対するものではありません。しかし、暴力団員個人や家族で四市複合事務組合の斎場を利用する場合も多々ありますので、個人的な利用まで排除することにならないよう十分注意を払う必要があると考えております。誤って個人的な利用まで排除した場合には、市民としての権利侵害をするおそれがあることを指摘させていただきたいと思います。

以上の意見を付して賛成討論といたします。

以上です。

○副議長（伊東幹雄議員） 他に討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結します。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） 日程第5、議案第4号公平委員会委員選任の同意を求めることについてを議題とします。

〔議案第4号は巻末に掲載〕

○副議長（伊東幹雄議員） 職員に議案を朗読させます。

〔職員朗読〕

○副議長（伊東幹雄議員） お諮りします。
本案については、直ちに採決に入りたいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決します。
本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。
よって、本案は同意することに決しました。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） 日程第6、報告第1専決処分の報告についてを議題とします。

〔報告第1は巻末に掲載〕

○副議長（伊東幹雄議員） 専決処分の内容につきましては、議案書9ページのとおりです。御確認をお願いいたします。

本件について質疑ありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊東幹雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

以上で本件を終了します。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） 日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に渡辺賢次議員及び佐野正人議員を指名します。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） 以上で、本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

.....

○副議長（伊東幹雄議員） これをもちまして、平成30年四市複合事務組合議会第1回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後3時13分閉会

.....

〔出席者〕

◇出席議員（10人）

副議長	伊 東 幹 雄
議 員	芝 田 裕 美
	渡 辺 賢 次
	松 寄 裕 次
	関 根 和 子
	神 田 廣 栄
	木 下 映 実
	服 部 友 則
	佐 野 正 人
	宮 本 泰 介

〔欠席者〕

◇欠席議員（2人）

議 長	加 瀬 敏 男
議 員	清 水 聖 士

.....

◇説明のため出席した者

管 理 者	松 戸 徹
副 管 理 者	尾 原 淳 之
会 計 管 理 者	菅 原 明 美
事 務 局 長	太 田 和 進
管 理 次 長	石 田 久 隆

第2 斎場整備室長 藤 沢 徹
三 山 園 長 村 山 芳 和
斎 場 長 鈴 木 等
代 表 監 査 委 員 中 村 章

する。

四市複合事務組合議会副議長 伊 東 幹 雄
四市複合事務組合議会議員 渡 辺 賢 次
四市複合事務組合議会議員 佐 野 正 人

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名